

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(7万円/1世帯)のご案内

※受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金は、市民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、次の手続きが必要です。

支給対象と手続き

《前提条件》

令和5年12月1日時点で常陸大宮市に住民票があり、令和5年度の**市民税均等割が非課税**の世帯。(3万円の給付金を受給しても、7万円の給付金の対象外となる場合があります。)

前回の3万円の給付金を受給した。

いいえ

7万円の給付対象外です。

(市民税課税又は所得不明の可能性があります。令和5年度分の市民税申告を行って非課税世帯となれば、給付対象になる可能性があります。)

はい

世帯全員が住民税課税者の税制上の扶養に取られていない。

いいえ

7万円の給付対象外です。

はい

7万円の給付対象です。

2月上旬に確認書が郵送されます。必要事項を記入してご返送ください。

返送書類確認後、概ね2週間程度で指定の口座にお振込みします。

**7万円を受け取るためには
確認書又は申請書の提出が必要です**

○申請期間:令和6年2月5日(月)~3月31日(日) ※当日消印有効
確認書は、令和6年2月上旬頃に世帯主様宛に発送する予定です。

- ・確認書が送付されない世帯は、ご自身で申請書を提出する必要があります。
- ・市民税が未申告であれば、市民税の申告をする必要があります。

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

市役所から確認書が届く世帯の手続き

(1) 世帯全員が、令和5年1月1日以前から常陸大宮市に住所を有しており市民税均等割が非課税の場合

- 世帯全員が市民税均等割が非課税であることが確認出来ている世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が世帯主様宛に届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、同封の返信用封筒で市役所に**返信してください**。

確認書が届かない世帯の手続き

(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 世帯全員が市民税均等割が非課税であることが確認できないため、確認書が送付されません。
- 給付金を受け取るには、市役所へ**申請書を提出**する必要があります。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所の窓口にご提出ください。

(3) 世帯の中に、令和5年度市民税の未申告者がいる場合

- 世帯全員が市民税均等割が非課税であることが確認できないため、確認書が送付されません。
- 給付金を受け取るには、**令和5年度市民税の申告**及び市役所へ**申請書を提出**する必要があります。
- 市民税申告後、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所の窓口にご提出ください。

書類に不備がある場合や**提出期限を超過**した場合は、**給付金を受け取ることができません**。

内容をよく確認し、誤りがないようにしてください。



お問い合わせ

常陸大宮市役所 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対策室

☎ 0295-55-9300

受付時間 9:00~17:00(土日祝を除く)
(令和6年2月5日からの対応となります)